

平成 21 年度決算に基づく  
健全化判断比率及び資金不足比率の概要(確報)

平成 22 年 11 月

神奈川県総務局企画調整部市町村財政課

## 平成21年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の概要（確報）

※ 平成21年度決算に基づき算定された健全化判断比率及び資金不足比率に係る県内市町村からの報告を取りまとめたので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年6月22日法律第94号)第3条第4項及び第22条第3項に基づき、その概要を公表するもの。

(政令指定都市については、法律上、各比率を総務大臣へ報告することとされている)

### 1 平成21年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率のポイント

※ 平成22年9月28日公表時点より、各比率に異動はなし。

- **健全化判断比率・資金不足比率とも「基準」超の団体なし**
  - ・ 赤字団体はないため、実質赤字比率・連結実質赤字比率ともに、比率が算出された団体なし
  - ・ 実質公債費比率・将来負担比率いずれも県内全市町村で「早期健全化基準」を下回る比率
  - ・ 資金不足比率についても、県内全市町村の全会計で資金不足は計上しておらず、比率が算出された会計なし
- **全体では実質公債費比率・将来負担比率いずれも低下 ～財政健全化が進む～**
  - ・ 経常収支比率が過去最高を記録する厳しい財政状況の中で、人件費に係る将来負担や、一部特殊事情を有する団体を除いて地方債現在高、公営企業債現在高が減少
  - ・ その結果、実質公債費比率、将来負担比率ともに県内市町村平均では前年度より低下

## 2 県内市町村の概況

### ア 健全化判断比率

#### (7) 実質赤字比率

県内市町村においては、前年度に引き続き、実質収支において赤字を計上した市町村がないため、実質赤字比率が算定された団体はない。

#### (イ) 連結実質赤字比率

県内市町村においては、前年度に引き続き、公営企業等も含めた連結ベースにおいても、収支差額において赤字を計上した市町村がないため、連結実質赤字比率についても算定された団体はない。

#### (ウ) 実質公債費比率

県内市町村の状況を見ると、県内では最も比率が高い横浜市が起債許可基準を超える19.1%となっているが、他の市町村においては起債許可基準を超える比率を計上した団体はなく、よって早期健全化基準を超える比率を計上した団体もない。

対前年度との比較では、新発債の償還開始などにより5団体(南足柄市・綾瀬市・寒川町・松田町・真鶴町)で比率が増加したものの、全体的な傾向としては財政健全化に向けた取組みが進み、地方債現在高、公営企業債現在高の減少が進んだことなどにより、33団体中24団体で減少し、県内市町村平均は7.4%と、対前年比▲0.6ポイント減少した。

#### (エ) 将来負担比率

県内市町村の状況を見ると、最も比率が高い横浜市が255.2%、次いで三浦市が178.6%であるが、県内団体において早期健全化基準を超える比率を計上した団体はない。

なお、基金などの充当可能財源等が将来負担額を超えたため、将来負担比率が計上されなかった団体が4団体(海老名市・葉山町・愛川町・清川村)ある。

対前年度との比較では、基金などの充当可能財源の減などにより7団体(川崎市・三浦市・伊勢原市・南足柄市・寒川町・大井町・開成町)で比率が増加したものの、全体的な傾向としては財政健全化に向けた取組みが進み、地方債現在高、公営企業債の現在高が減少するとともに、定数削減により人件費に係る将来負担額も減少したことなどにより、33団体中23団体で減少し、県内市町村平均は89.4%と、対前年比▲0.1ポイント減少した。

### イ 資金不足比率

県内市町村の状況を見ると、前年度資金不足が生じた三浦市の病院事業会計は、経営の効率化に取り組んだことなどにより、資金不足額は解消した。

その結果、県内市町村で資金不足を計上した公営企業会計はなく、資金不足比率が算定された公営企業会計はない。

# 【平成21年度決算に基づく健全化判断比率等（確報）一覧表】

（単位：％）

市町村名	実質赤字比率		連結実質赤字比率		実質公債費比率		将来負担比率		資金不足比率			議会 報告日	ホーム ページ 公表日				
	平成 21 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 20 年度	平成21年度	平成20年度	平成21年度	平成20年度	会計数(名)	平成 21 年度	平成 20 年度						
														順位	順位	順位	順位
横浜市	-	-	-	-	19.1	①	20.2	①	255.2	①	261.1	①	全12会計	-	-	9/16	9/27
川崎市	-	-	-	-	13.4	②	15.6	②	137.4	④	133.9	⑤	全9会計	-	-	9/3	9/3
相模原市	-	-	-	-	4.7	25	5.0	26	36.6	25	41.8	26	全3会計	-	-	8/25	8/26
政令市平均	-	-	-	-	12.4		13.6		143.0		145.6						
横須賀市	-	-	-	-	5.2	24	5.2	24	73.8	19	83.2	16	全3会計	-	-	9/15	10/20
平塚市	-	-	-	-	4.4	27	5.1	25	12.4	29	16.5	29	全4会計	-	-	8/27	9/27
鎌倉市	-	-	-	-	2.7	29	3.8	29	44.1	23	56.0	22	全1会計	-	-	9/6	10/14
藤沢市	-	-	-	-	6.9	15	8.4	⑮	38.1	24	45.7	24	全3会計	-	-	9/17	10/5
小田原市	-	-	-	-	11.9	⑥	12.6	⑤	88.7	15	90.2	⑭	全5会計	-	-	9/21	9/21
茅ヶ崎市	-	-	-	-	4.1	28	4.6	27	16.3	28	18.1	28	全2会計	-	-	8/31	10/19
逗子市	-	-	-	-	4.4	26	4.4	28	76.7	16	84.8	15	全1会計	-	-	8/31	9/8
三浦市	-	-	-	-	8.3	⑭	8.3	⑯	178.6	②	163.7	③	病院事業会計	-	11.9	9/28	10/1
													他3会計	-	-		
秦野市	-	-	-	-	6.6	17	7.2	17	74.3	18	77.5	17	全2会計	-	-	9/6	9/7
厚木市	-	-	-	-	5.2	23	5.7	21	54.0	21	55.8	23	全2会計	-	-	8/27	10/20
大和市	-	-	-	-	6.8	16	8.7	⑭	51.0	22	58.3	21	全2会計	-	-	9/1	9/1
伊勢原市	-	-	-	-	5.9	19	6.1	19	101.4	⑪	94.7	⑬	全1会計	-	-	9/6	9/6
海老名市	-	-	-	-	2.2	30	2.7	30	-	-	-	-	全1会計	-	-	8/31	8/27
座間市	-	-	-	-	9.1	⑬	9.3	⑫	68.9	20	70.2	19	全2会計	-	-	10/29	10/29
南足柄市	-	-	-	-	5.8	20	5.7	22	127.1	⑥	118.5	⑧	全2会計	-	-	9/7	10/1
綾瀬市	-	-	-	-	12.1	④	10.5	⑨	97.7	⑬	112.3	⑩	全1会計	-	-	9/2	9/24
都市平均	-	-	-	-	6.4		6.8		73.5		76.4			-	11.9		
葉山町	-	-	-	-	1.6	31	2.1	31	-	-	4.7	30	全1会計	-	-	9/14	9/14
寒川町	-	-	-	-	5.8	21	5.4	23	76.3	17	74.4	18	全1会計	-	-	9/2	9/8
大磯町	-	-	-	-	11.2	⑨	11.4	⑧	113.9	⑦	126.5	⑥	全1会計	-	-	9/10	11/1
二宮町	-	-	-	-	5.6	22	5.8	20	113.4	⑧	123.4	⑦	全1会計	-	-	9/3	10/1
中井町	-	-	-	-	11.3	⑧	13.1	④	21.1	27	43.0	25	全2会計	-	-	9/17	10/1
大井町	-	-	-	-	6.4	18	6.9	18	27.5	26	19.1	27	全2会計	-	-	9/27	10/1
松田町	-	-	-	-	9.2	⑫	9.0	⑬	99.8	⑫	105.0	⑪	全3会計	-	-	9/14	9/15
山北町	-	-	-	-	11.4	⑦	11.8	⑥	97.4	⑭	98.3	⑫	全2会計	-	-	9/10	9/13
開成町	-	-	-	-	12.6	③	14.1	③	105.4	⑨	65.1	20	全2会計	-	-	9/14	9/15
箱根町	-	-	-	-	9.6	⑪	10.4	⑩	128.6	⑤	146.2	④	全3会計	-	-	9/14	9/21
真鶴町	-	-	-	-	12.0	⑤	11.7	⑦	170.5	③	182.9	②	全2会計	-	-	9/17	10/19
湯河原町	-	-	-	-	9.8	⑩	10.2	⑪	105.3	⑩	113.1	⑨	全3会計	-	-	9/24	9/16
愛川町	-	-	-	-	0.4	32	2.1	32	-	-	-	-	全2会計	-	-	9/1	10/1
清川村	-	-	-	-	0.0	33	0.0	33	-	-	-	-	全2会計	-	-	9/14	9/28
町村平均	-	-	-	-	7.6		8.1		96.2		91.8			-	-		
市町村平均 (除政令市)	-	-	-	-	7.0		7.4		83.2		83.2			-	-		
全市町村	-	-	-	-	7.4		8.0		89.4		89.5			-	-		

注1 実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率については、0以下の比率は存在しないため、0以下になった場合は-で記載している。

注2 平均はすべて単純平均であるが、比率が存在しない団体がある場合は、これを除外して算出している。

注3 実質公債費比率及び将来負担比率は、この表では総務省の公表ルールに従い小数点以下第2位を切り捨てたものを記載している。

注4 資金不足比率の欄には資金不足比率が発生した会計名を記載している。

注5 順位が○数字の団体は県平均を上回っている団体。なお、同率の場合は本来存在する小数点第2位以下の数値で順位を判定している。

## ≪制度解説≫

### 【健全化判断比率等の内容】

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)は、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとして、「健全化判断比率」として4つの財政指標を、また、公営企業会計ごとの経営状況の深刻度を示す指標として「資金不足比率」を定めており、地方公共団体は、各比率について、監査委員の審査に付したうえで議会に報告するとともに、住民に対し公表しなければならないもの。

#### ア 実質赤字比率

- ・ 一般会計等を対象とした実質赤字額の、標準財政規模に対する比率であり、これが生じた場合には、赤字の早期解消を図る必要があるもの。

#### イ 連結実質赤字比率

- ・ 公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額（または資金不足額）の、標準財政規模に対する比率であり、これが生じた場合には、問題のある赤字会計が存在することとなり、赤字の早期解消を図る必要があるもの。

#### ウ 実質公債費比率

- ・ 一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模（元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額）に対する比率であり、いわば“身の丈”に見合った借金の返済額となっているかを判断する指標。18.0%以上となると起債にあたり知事（政令指定都市は総務大臣）の許可が必要となり、早期健全化基準（25.0%）以上となると一部の起債発行が制限されるもの。

#### エ 将来負担比率

- ・ 地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債（将来負担額）の標準財政規模（元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額）に対する比率であり、今後の財政運営を圧迫する可能性が高いかを判断するストック指標。

#### オ 資金不足比率

- ・ 各公営企業単位による事業の規模に対する資金不足額の比率であり、これが生じた場合には、早期の資金不足解消に向けた取組みが必要となるもの。

### 【市町村早期健全化基準等】

#### ア 早期健全化基準

- ・ 健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合には、「早期健全化段階」となり、「財政健全化計画」を定めなければならない。
- ・ 「財政健全化計画」について、市町村は、個別外部監査を実施した上で年度内に議会の議決を経て定め、速やかに公表する必要がある。計画策定後は、知事及び総務大臣に報告するほか、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表することが義務付けられる。
- ・ また、県及び国は、市町村から報告を受けた「財政健全化計画」及びその実施状況を公表しなければならない。

#### イ 財政再生基準

- ・ 健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上の場合には、「財政再生段階」となり、「財政再生計画」を定めなければならない。
- ・ 「財政再生計画」について、市町村は、個別外部監査を実施した上で年度内に議会の議決を経て定め、速やかに公表する必要がある。計画策定後は、総務大臣に報告するほか、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表することが義務付けられる。（国の公表義務は「財政健全化計画」と同様）

- ・ なお、財政再生団体は、総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債の起債ができなくなる。ただし、「財政再生計画」が総務大臣の同意を得た場合は、財政再生団体は、再生振替特例債を総務大臣の許可を受け発行することができる。

#### ウ 経営健全化基準(公営企業会計のみ適用)

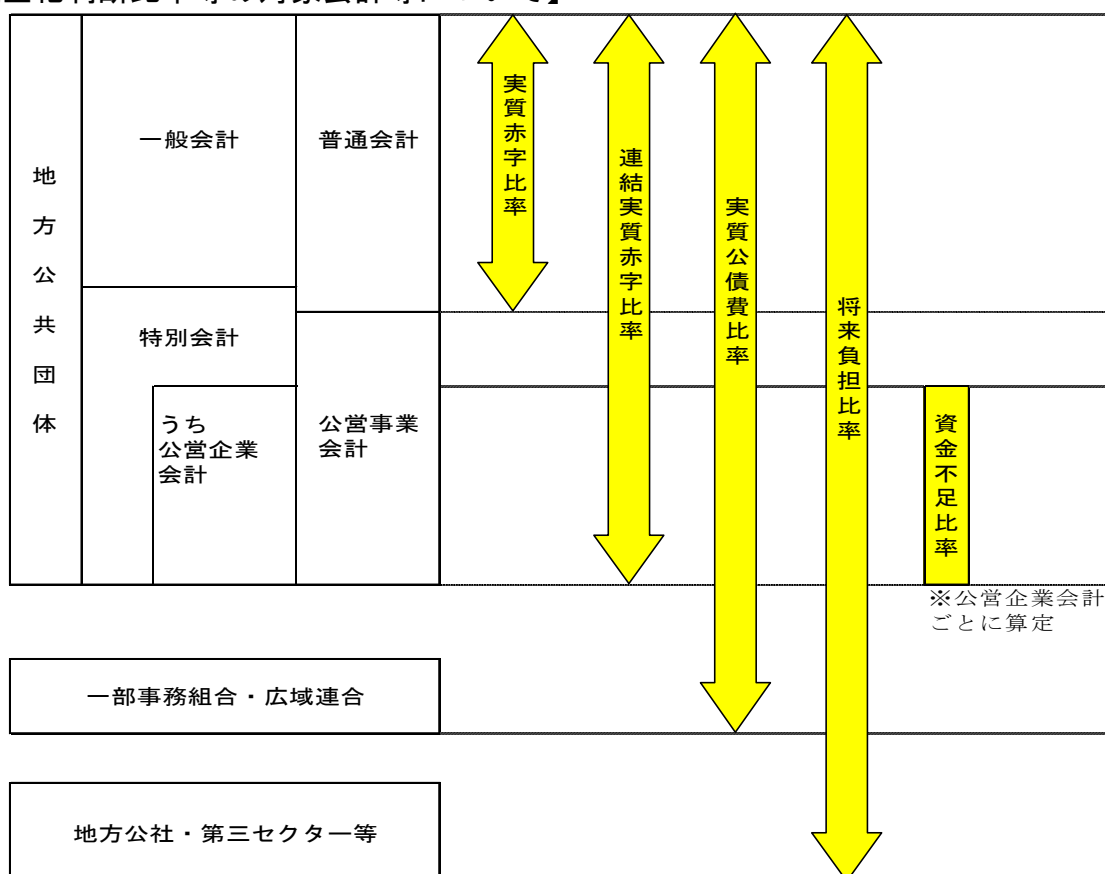
- ・ 資金不足比率が経営健全化基準(20.0%)以上の場合には、「経営健全化計画」を定めなければならない。
- ・ 「経営健全化計画」について、公営企業は、個別外部監査を実施した上で年度内に議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、知事及び総務大臣に報告するほか、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表することが義務付けられる。
- ・ また、県及び国は、公営企業から報告を受けた「経営健全化計画」及びその実施状況を公表しなければならない。

#### 【健全化判断比率等に係る早期健全化基準等】

区 分	早期健全化基準	財政再生基準	<参考>地方債許可制移行基準
実質赤字比率	各団体の標準財政規模に応じて11.25%~15.00%	20.0%	各団体の標準財政規模に応じて2.5%~10.0%
連結実質赤字比率	各団体の標準財政規模に応じて16.25%~20.00%	40.0%※	—
実質公債費比率	25.0%	35.0%	18.0%
将来負担比率	350% (政令指定都市は400%)	—	—
資金不足比率	(経営健全化基準)20%	—	—

※ 連結実質赤字比率の財政再生基準は、法本則の規定は30.0%であるが、経過措置により、平成20年度及び21年度決算は40.0%、平成22年度決算は35.0%が適用される。

#### 【健全化判断比率等の対象会計等について】



## 【健全化判断比率等の概要】

### ア 実質赤字比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- 一般会計等の実質赤字額：  
一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- 実質赤字の額＝繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）

### イ 連結実質赤字比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- 連結実質赤字額：①と②の合計額が③と④の合計額を超える場合の当該超える額
- ① 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
- ② 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
- ③ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
- ④ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

### ウ 実質公債費比率

$$\text{実質公債費比率} \quad (3\text{か年平均}) = \frac{\begin{aligned} & (\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) \\ & - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \end{aligned}}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- 準元利償還金：①から⑤までの合計額
- ① 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
- ② 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ③ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ④ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ⑤ 一時借入金の利子

### エ 将来負担比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\begin{aligned} & \text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} \\ & \quad + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額}) \end{aligned}}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- 将来負担額：①から⑧までの合計額
- ① 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- ② 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）
- ③ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- ④ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ⑤ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
- ⑥ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ⑦ 連結実質赤字額
- ⑧ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- 充当可能基金額：①から⑥までの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

## オ 資金不足比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

### ・資金の不足額：

資金の不足額(法適用企業) = (流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額

資金の不足額(法非適用企業) = (繰上充用額 + 事業繰越額等 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高) - 解消可能資金不足額

### ※ 解消可能資金不足額：

事業の性質上、事業開始後の一定期間構造的に生じる資金の不足額がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。

### ※ 宅地造成事業を行う公営企業については、販売用土地に係る流動資産の算定等に関する特例がある。

### ・事業の規模：

事業の規模(法適用企業) = 営業収益の額 - 受託工事収益の額

事業の規模(法非適用企業) = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

### ※ 指定管理者制度(利用料金制)を導入している公営企業については、営業収益に関する特例がある。

### ※ 宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」(調達した資金規模)を示す資本及び負債の合計額とする。





「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく  
健全化判断比率・資金不足比率市町村別個票  
＜ 確 報 ＞

市町村名	ページ	市町村名	ページ
横 浜 市	9	葉 山 町	28
川 崎 市	10	寒 川 町	29
相 模 原 市	11	大 磯 町	30
横 須 賀 市	12	二 宮 町	31
平 塚 市	13	中 井 町	32
鎌 倉 市	14	大 井 町	33
藤 沢 市	15	松 田 町	34
小 田 原 市	16	山 北 町	35
茅 ヶ 崎 市	17	開 成 町	36
逗 子 市	18	箱 根 町	37
三 浦 市	19	真 鶴 町	38
秦 野 市	20	湯 河 原 町	39
厚 木 市	21	愛 川 町	40
大 和 市	22	清 川 村	41
伊 勢 原 市	23		
海 老 名 市	24		
座 間 市	25		
南 足 柄 市	26		
綾 瀬 市	27		

健全化判断比率

(単位：%)

区分	実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③※2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/③※1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成21年度比率	-	-	19.1	255.2
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	11.25	25.0 (18.0)	400.0
	財政再生基準	20.00	35.0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成21年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区分	金額	
実質赤字比率	① 標準財政規模	779,849,586
	② 一般会計等実質収支	4,298,709
連結実質赤字比率	③ 標準財政規模	779,849,586
	④ 連結実質収支	43,700,779
実質公債費比率	⑤ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	19.6
	⑥ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	19.2
	⑦ 平成21年度(単年度)実質公債費比率※3	18.5
将来負担比率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	3,916,298,429
	⑨ 充当可能財源等(充当可能基金額+特定財源収入見込等)	2,219,292,764
	⑩ 標準財政規模	779,849,586
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	115,100,527

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

【各指標の解説】

<p>◆ 実質赤字比率</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般会計等の実質収支が42億99百万円と黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。</li> <li>一般会計等には、一般会計のほか、市債金会計、母子寡婦福祉資金会計、勤労者福祉共済事業費会計、公害被害者救済事業費会計、公共事業用地費会計、新墓園事業費会計及びみどり保全創造事業費会計が含まれる。</li> </ul>
<p>◆ 連結実質赤字比率</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国民健康保険事業費会計では、実質収支の赤字が生じているものの、一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では437億1百万円の黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。</li> <li>算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業費会計、介護保険事業費会計、後期高齢者医療事業費会計、老人保健医療事業費会計、自動車駐車場事業費会計、交通災害共済事業費会計、水道事業会計、工業用水道事業会計、自動車事業会計、高速鉄道事業会計、下水道事業会計、病院事業会計、埋立事業会計、港湾整備事業費会計、中央卸売市場費会計、中央と畜場費会計、風力発電事業費会計及び市街地開発事業費会計である。</li> </ul>
<p>◆ 実質公債費比率</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に総務大臣の許可が必要となる基準「18.0%」を上回る比率となっている。</li> <li>なお、横浜市の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として算入している。</li> </ul>
<p>◆ 将来負担比率</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額、設立法人の負債等に係る一般会計等負担見込額及び退職手当負担見込額などの将来負担額が、都市計画税や基金などの充当可能財源等を大きく上回っているが、将来負担比率は早期健全化基準を下回っている。</li> </ul>

資金不足比率

(単位：千円・%)

会計名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比率 ②/①	参考 経営健全化基準
水道事業会計	77,666,183	▲ 25,248,908	-	20.0
工業用水道事業会計	2,734,910	▲ 2,090,366	-	
自動車事業会計	19,883,613	▲ 3,042,514	-	
高速鉄道事業会計	36,914,038	0	-	
下水道事業会計	62,170,615	▲ 19,732,944	-	
病院事業会計	33,302,812	▲ 1,813,531	-	
埋立事業会計	393,566,524	0	-	
港湾整備事業費会計	1,585,779	▲ 369,026	-	
中央卸売市場費会計	2,282,316	▲ 227,972	-	
中央と畜場費会計	325,123	▲ 166,103	-	
風力発電事業費会計	54,371	▲ 49,518	-	
市街地開発事業費会計	52,432,000	0	-	

※4 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

◆ 12会計いずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。
--

## 健全化判断比率

(単位：%)

区 分		実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③※2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/③※1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成21年度比率		-	-	13.4	137.4
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	11.25	16.25	25.0 (18.0)	400.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成21年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

## 【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字比率	① 標準財政規模	311,875,395
	② 一般会計等実質収支	1,290,236
連結実質赤字比率	③ 標準財政規模	311,875,395
	④ 連結実質収支	27,553,716
実質公債費比率	⑤ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	15.8
	⑥ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	13.1
	⑦ 平成21年度(単年度)実質公債費比率※3	11.3
将来負担比率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	1,289,946,499
	⑨ 充当可能財源等(充当可能基金額+特定財源収入見込等)	917,796,984
	⑩ 標準財政規模	311,875,395
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	41,197,210

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

## 【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般会計等の実質収支が12億90百万円と黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。</li> <li>一般会計等には、一般会計のほか、母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計、公害健康被害補償事業特別会計、勤労者福祉共済事業特別会計、墓地整備事業特別会計、公共用地先行取得等事業特別会計及び公債管理特別会計が含まれる。</li> </ul>
◆ 連結実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>各会計とも赤字または資金不足額が生じていない。一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では275億54百万円の黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。</li> <li>算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、競輪事業特別会計、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療事業会計、老人保健医療事業特別会計、介護保険事業特別会計、病院事業会計、下水道事業会計、水道事業会計、工業用下水道事業会計、自動車運送事業会計、高速鉄道事業会計、卸売市場事業特別会計、港湾整備事業特別会計及び生田緑地ゴルフ場事業特別会計である。</li> </ul>
◆ 実質公債費比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に総務大臣の許可が必要となる基準「18.0%」も下回る比率となっている。</li> <li>なお、川崎市の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として算入している。</li> </ul>
◆ 将来負担比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額及び退職手当負担見込額などの将来負担額に対し、都市計画税や基金などの充当可能財源等が一定程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。</li> </ul>

## 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
病院事業会計	30,060,122	▲ 1,896,810	-	20.0
下水道事業会計	35,755,067	▲ 164,479	-	
水道事業会計	29,919,241	▲ 16,719,135	-	
工業用下水道事業会計	7,751,311	▲ 5,682,318	-	
自動車運送事業会計	7,430,902	▲ 885,784	-	
高速鉄道事業会計	0	▲ 41,258	-	
卸売市場事業特別会計	914,339	0	-	
港湾整備事業特別会計	784,579	0	-	
生田緑地ゴルフ場事業特別会計	316,461	▲ 461,068	-	

※4 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

## 【指標の解説】

◆ 9会計いずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。
---------------------------------------

## ■ 健全化判断比率

(単位：%)

区 分	実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③×2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3×1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)	
平成21年度比率	-	-	4.7	36.6	
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	11.25	16.25	25.0 (18.0)	400.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成21年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

## 【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分	金 額	
実質赤字比率	① 標準財政規模	126,693,932
	② 一般会計等実質収支	5,496,826
連結実質赤字比率	③ 標準財政規模	126,693,932
	④ 連結実質収支	7,138,585
実質公債費比率	⑤ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	5.2
	⑥ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	4.4
	⑦ 平成21年度(単年度)実質公債費比率※3	4.6
将来負担比率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	313,708,690
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	271,736,785
	⑩ 標準財政規模	126,693,932
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	12,037,071

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

## 【各指標の解説】

## ◆ 実質赤字比率

- 一般会計等の実質収支が54億97百万円と黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。
- 一般会計等には、一般会計のほか、母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計が含まれる。

## ◆ 連結実質赤字比率

- 各会計とも赤字または資金不足額が生じていない。一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では71億39百万円と黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。
- 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計(事業勘定及び直営診療勘定)、老人保健医療事業特別会計、自動車駐車場事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、下水道事業特別会計(下水道勘定及び浄化槽勘定)、簡易水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計である。

## ◆ 実質公債費比率

- 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に総務大臣の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。
- なお、相模原市の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として算入している。

## ◆ 将来負担比率

- 地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額、退職手当負担見込額及び債務負担行為に係る支出予定額などの将来負担額に対し、都市計画税や基金などの充当可能財源等が一定程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

## ■ 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
下水道事業特別会計	9,748,423	▲ 290,617	-	20.0
簡易水道事業特別会計	17,401	▲ 18,258	-	
農業集落排水事業特別会計	3,274	▲ 4,793	-	

※4 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

## 【指標の解説】

- 3会計いずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。

## 健全化判断比率

(単位：%)

区 分		実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③※2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦) / 3 ※1	将来負担比率 (⑧-⑨) / (⑩-⑪)
平成21年度比率		-	-	5.2	73.8
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	11.25	16.25	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成21年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

## 【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字比率	① 標準財政規模	81,841,830
	② 一般会計等実質収支	3,100,945
連結実質赤字比率	③ 標準財政規模	81,841,830
	④ 連結実質収支	10,331,876
実質公債費比率	⑤ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	5.4
	⑥ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	4.8
	⑦ 平成21年度(単年度)実質公債費比率※3	5.2
将来負担比率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	246,757,908
	⑨ 充当可能財源等(充当可能基金額+特定財源収入見込等)	194,985,753
	⑩ 標準財政規模	81,841,830
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	11,704,810

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

## 【各指標の解説】

◆ <b>実質赤字比率</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般会計等の実質収支が31億1百万円と黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。</li> <li>一般会計等には、一般会計のほか、特別会計公園墓地事業費、特別会計母子寡婦福祉資金貸付事業費、特別会計公債管理費が含まれる。</li> </ul>
◆ <b>連結実質赤字比率</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各会計とも赤字または資金不足額が生じていない。一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では103億32百万円の黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。</li> <li>算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、特別会計国民健康保険費、特別会計介護保険費、特別会計後期高齢者医療費、特別会計老人保健医療費、水道事業会計、病院事業会計、下水道事業会計である。</li> </ul>
◆ <b>実質公債費比率</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。</li> <li>なお、横須賀市の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として算入している。</li> </ul>
◆ <b>将来負担比率</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額、退職手当負担見込額及び債務負担行為に係る支出予定額などの将来負担額に対し、都市計画税や基金などの充当可能財源等が一定程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。</li> </ul>

## 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
水道事業会計	10,250,934	▲ 3,729,503	-	20.0
下水道事業会計	9,517,964	▲ 861,163	-	
病院事業会計	14,106,871	0	-	

※4 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

## 【指標の解説】

◆ 3会計いずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。
---------------------------------------

■ 健全化判断比率

(単位：%)

区 分		実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③※2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成21年度比率		-	-	4.4	12.4
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	11.25	16.25	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成21年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字比率	① 標準財政規模	49,977,629
	② 一般会計等実質収支	2,649,751
連結実質赤字比率	③ 標準財政規模	49,977,629
	④ 連結実質収支	6,033,669
実質公債費比率	⑤ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	5.3
	⑥ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	4.1
	⑦ 平成21年度(単年度)実質公債費比率※3	3.8
将来負担比率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	111,032,091
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	105,548,567
	⑩ 標準財政規模	49,977,629
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	5,976,318

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率

- 一般会計等の実質収支が26億50百万円の黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。
- 一般会計等は、一般会計のみである。

◆ 連結実質赤字比率

- 各会計とも赤字または資金不足額が生じていない。一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では60億34百万円の黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。
- 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、競輪事業特別会計、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、老人保健医療事業特別会計、介護保険事業特別会計、病院事業会計、水産物地方卸売市場事業特別会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計である。

◆ 実質公債費比率

- 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。
- なお、平塚市の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として算入している。

◆ 将来負担比率

- 地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額及び退職手当負担見込額などの将来負担額に対し、都市計画税や基金などの充当可能財源等が相当程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

■ 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
病院事業会計	8,925,279	▲ 1,425,329	-	20.0
水産物地方卸売市場事業特別会計	6,274	▲ 1,954	-	
下水道事業特別会計	5,605,153	▲ 214,317	-	
農業集落排水事業特別会計	0	▲ 9,006	-	

※4 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

- 4会計いずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。



## ■ 健全化判断比率

(単位：%)

区 分		実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③※2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成21年度比率		-	-	2.7	44.1
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	11.51	16.51	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成21年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

## 【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字比率	① 標準財政規模	38,049,174
	② 一般会計等実質収支	1,529,812
連結実質赤字比率	③ 標準財政規模	38,049,174
	④ 連結実質収支	2,619,973
実質公債費比率	⑤ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	3.0
	⑥ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	2.9
	⑦ 平成21年度(単年度)実質公債費比率※3	2.0
将来負担比率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	98,818,472
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	83,818,041
	⑩ 標準財政規模	38,049,174
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	4,071,435

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

## 【各指標の解説】

◆ <b>実質赤字比率</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般会計等の実質収支が15億30百万円と黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。</li> <li>一般会計等には、一般会計のほか、大船駅東口市街地再開発事業特別会計、公共用地先行取得事業特別会計が含まれる。</li> </ul>
◆ <b>連結実質赤字比率</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各会計とも赤字または資金不足額が生じていない。一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では26億200百万円の黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。</li> <li>算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、老人保健医療事業特別会計、下水道事業特別会計が含まれる。</li> </ul>
◆ <b>実質公債費比率</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。</li> <li>なお、鎌倉市の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として算入している。</li> </ul>
◆ <b>将来負担比率</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額、退職手当負担見込額及び債務負担行為に係る支出予定額などの将来負担額に対し、都市計画税や基金などの充当可能財源等が一定程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。</li> </ul>

## ■ 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比率 ②/①	参 考 経営健全化基準
下水道事業特別会計	2,714,271	▲ 299,208	-	20.0

※4 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

## 【指標の解説】

◆ 下水道事業特別会計には、資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。
--

■ 健全化判断比率

(単位：%)

区 分		実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③×2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3×1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成21年度比率		-	-	6.9	38.1
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	11.25	16.25	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成21年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字比率	① 標準財政規模	80,558,230
	② 一般会計等実質収支	5,606,956
連結実質赤字比率	③ 標準財政規模	80,558,230
	④ 連結実質収支	14,375,532
実質公債費比率	⑤ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	7.7
	⑥ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	7.1
	⑦ 平成21年度(単年度)実質公債費比率※3	6.0
将来負担比率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	164,829,186
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	137,537,759
	⑩ 標準財政規模	80,558,230
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	8,956,614

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率

- 一般会計等の実質収支が56億7百万円と黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。
- 一般会計等には、一般会計のほか、墓園事業費特別会計、北部第二(三地区)土地区画整理事業費特別会計及び柄沢特定土地区画整理事業費特別会計が含まれる。

◆ 連結実質赤字比率

- 各会計とも赤字または資金不足額が生じていない。一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では143億7600万円の黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。
- 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業費特別会計、老人保健事業費特別会計、介護保険事業費特別会計、湘南台駐車場事業費特別会計、競輪事業費特別会計、後期高齢者医療事業費特別会計、下水道事業費特別会計、市民病院事業会計、地方卸売市場事業費特別会計である。

◆ 実質公債費比率

- 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。
- なお、藤沢市の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当)を公債費充当特定財源として算入している。

◆ 将来負担比率

- 地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額、退職手当負担見込額及び債務負担行為に係る支出予定額などの将来負担額に対し、都市計画税や基金などの充当可能財源等が一定程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

■ 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
下水道事業費特別会計	6,978,316	▲ 1,255,809	-	20.0
市民病院事業会計	15,095,407	▲ 4,345,483	-	
地方卸売市場事業費特別会計	0	0	-	

※4 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

- 3会計いずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。



■ 健全化判断比率

(単位：%)

区 分	実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③×2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成21年度比率	-	-	11.9	88.7
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	11.54	16.54	25.0 (18.0)
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成21年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分	金 額	
実質赤字比率	① 標準財政規模	37,037,285
	② 一般会計等実質収支	2,441,320
連結実質赤字比率	③ 標準財政規模	37,037,285
	④ 連結実質収支	6,448,687
実質公債費比率	⑤ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	13.7
	⑥ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	10.6
	⑦ 平成21年度(単年度)実質公債費比率※3	11.4
将来負担比率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	110,606,393
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	81,337,206
	⑩ 標準財政規模	37,037,285
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	4,064,575

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率

- 一般会計等の実質収支が24億41百万円と黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。
- 一般会計等には、一般会計のほか、公共用地先行取得事業特別会計及び宿泊等施設事業特別会計が含まれる。

◆ 連結実質赤字比率

- 各会計とも赤字または資金不足額が生じていない。一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では64億49百万円の黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。
- 算定対象の会計は、上記一般会計のほか競輪事業特別会計、国民健康保険事業特別会計、国民健康保険診療施設事業特別会計、老人保健医療事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、水道事業会計、病院事業会計、小田原城天守閣事業特別会計、下水道事業特別会計、公設地方卸売市場事業特別会計である。

◆ 実質公債費比率

- 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も下回る比率となっている。
- なお、小田原市の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として算入している。

◆ 将来負担比率

- 地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額、債務負担行為に係る支出予定額及び退職手当負担見込額などの将来負担額に対し、都市計画税や基金などの充当可能財源等が一定程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

■ 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
水道事業会計	2,656,472	▲ 2,507,776	-	20.0
病院事業会計	9,308,535	▲ 613,327	-	
小田原城天守閣事業特別会計	172,990	▲ 57,553	-	
下水道事業特別会計	4,023,620	▲ 125,268	-	
公設地方卸売市場事業特別会計	98,626	▲ 983	-	

※4 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

- 5会計いずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。

## ■ 健全化判断比率

(単位：%)

区 分		実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③※2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成21年度比率		-	-	4.1	16.3
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	11.49	16.49	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成21年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

## 【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字比率	① 標準財政規模	38,664,013
	② 一般会計等実質収支	2,062,533
連結実質赤字比率	③ 標準財政規模	38,664,013
	④ 連結実質収支	8,097,599
実質公債費比率	⑤ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	4.7
	⑥ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	4.3
	⑦ 平成21年度(単年度)実質公債費比率※3	3.3
将来負担比率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	89,701,509
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	84,095,911
	⑩ 標準財政規模	38,664,013
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	4,471,775

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

## 【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般会計等の実質収支が20億63百万円の黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。</li> <li>一般会計等には、一般会計のほか、公共用地先行取得事業特別会計が含まれる。</li> </ul>
◆ 連結実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>各会計とも赤字または資金不足額が生じていない。一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では0億98百万円の黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。</li> <li>算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計、老人保健医療事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、介護保険事業特別会計、病院事業会計、下水道事業特別会計である。</li> </ul>
◆ 実質公債費比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。</li> <li>なお、茅ヶ崎市の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として算入している。</li> </ul>
◆ 将来負担比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額及び退職手当負担見込額などの将来負担額に対し、都市計画税や基金などの充当可能財源等が一定程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。</li> </ul>

## ■ 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
病院事業会計	8,312,349	▲ 5,140,915	-	20.0
下水道事業特別会計	3,969,521	▲ 407,569	-	

※4 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

## 【指標の解説】

◆ 2会計いずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。

## ■ 健全化判断比率

(単位：%)

区分	実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③×2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3×1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成21年度比率	-	-	4.4	76.7
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	13.10	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	35.0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成21年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

## 【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区分	金額	
実質赤字比率	① 標準財政規模	11,664,160
	② 一般会計等実質収支	589,330
連結実質赤字比率	③ 標準財政規模	11,664,160
	④ 連結実質収支	992,694
実質公債費比率	⑤ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	3.8
	⑥ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	4.8
	⑦ 平成21年度(単年度)実質公債費比率※3	4.6
将来負担比率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	27,090,056
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	19,087,207
	⑩ 標準財政規模	11,664,160
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	1,235,244

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

## 【各指標の解説】

### ◆ 実質赤字比率

- 一般会計等の実質収支が5億89百万円の黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。
- 一般会計等は、一般会計のみである。

### ◆ 連結実質赤字比率

- 各会計とも赤字または資金不足額が生じていない。一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では9億93百万円と黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。
- 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、老人保健医療事業特別会計、下水道事業特別会計である。

### ◆ 実質公債費比率

- 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。
- なお、逗子市の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充充分)も公債費充当特定財源として算入している。

### ◆ 将来負担比率

- 地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額、退職手当負担見込額及び債務負担行為に係る支出予定額などの将来負担額に対し、都市計画税や基金などの充当可能財源等が一定程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

## ■ 資金不足比率

(単位：千円・%)

会計名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比率 ②/①	参考 経営健全化基準
下水道事業特別会計	1,151,703	▲ 30,197	-	20.0

※4 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

## 【指標の解説】

- 下水道事業特別会計には、資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。

■ 健全化判断比率

(単位：%)

区 分		実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③※2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/③※1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成21年度比率		-	-	8.3	178.6
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	13.39	18.39	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成21年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字比率	① 標準財政規模	9,651,507
	② 一般会計等実質収支	0
連結実質赤字比率	③ 標準財政規模	9,651,507
	④ 連結実質収支	632,553
実質公債費比率	⑤ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	8.0
	⑥ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	8.3
	⑦ 平成21年度(単年度)実質公債費比率※3	8.8
将来負担比率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	37,378,569
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	22,228,999
	⑩ 標準財政規模	9,651,507
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	1,172,288

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般会計等の実質収支が0円であるため、実質赤字比率は計上されない。</li> <li>一般会計等は、一般会計のみである。</li> </ul>
◆ 連結実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>各会計とも赤字または資金不足額が生じていない。一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では6億33百万円と黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。</li> <li>算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計、老人保健医療事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、介護保険事業特別会計、病院事業会計、水道事業会計、市場事業特別会計、公共下水道事業特別会計である。</li> </ul>
◆ 実質公債費比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。</li> <li>なお、三浦市の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として算入している。</li> </ul>
◆ 将来負担比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額、設立法人の負債等に係る一般会計等負担見込額及び退職手当負担見込額などの将来負担額に対し、都市計画税や基金などの充当可能財源等が一定程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。</li> </ul>

■ 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
病院事業会計	2,084,746	0	-	20.0
水道事業会計	1,291,379	▲ 573,419	-	
市場事業特別会計	250,908	0	-	
公共下水道事業特別会計	251,773	0	-	

※4 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

◆ 4会計いずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。
---------------------------------------

■ 健全化判断比率

(単位：%)

区 分		実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③×2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3×1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成21年度比率		-	-	6.6	74.3
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	11.92	16.92	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成21年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字比率	① 標準財政規模	27,788,888
	② 一般会計等実質収支	1,833,731
連結実質赤字比率	③ 標準財政規模	27,788,888
	④ 連結実質収支	3,612,231
実質公債費比率	⑤ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	7.3
	⑥ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	6.3
	⑦ 平成21年度(単年度)実質公債費比率※3	6.3
将来負担比率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	76,921,478
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	58,811,876
	⑩ 標準財政規模	27,788,888
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	3,422,781

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般会計等の実質収支が18億34百万円と黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。</li> <li>一般会計等は、一般会計のみである。</li> </ul>
◆ 連結実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>各会計とも赤字または資金不足額が生じていない。一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では36億12百万円と黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。</li> <li>算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計、老人医療特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、水道事業会計、下水道事業特別会計である。</li> </ul>
◆ 実質公債費比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。</li> <li>なお、秦野市の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として算入している。</li> </ul>
◆ 将来負担比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額、退職手当負担見込額、債務負担行為に係る支出予定額及び設立法人の負債等に係る一般会計等負担見込額などの将来負担額に対し、都市計画税や基金などの充当可能財源等が一定程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。</li> </ul>

■ 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
水道事業会計	1,872,393	▲ 1,480,609	-	20.0
下水道事業特別会計	2,104,970	▲ 670	-	

※4 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

◆	2会計いずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。
---	-------------------------------------



## ■ 健全化判断比率

(単位：%)

区 分		実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③※2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成21年度比率		-	-	5.2	54.0
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	11.25	16.25	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	-

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成21年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

## 【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字比率	① 標準財政規模	54,502,962
	② 一般会計等実質収支	2,496,847
連結実質赤字比率	③ 標準財政規模	54,502,962
	④ 連結実質収支	4,789,937
実質公債費比率	⑤ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	5.6
	⑥ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	6.1
	⑦ 平成21年度(単年度)実質公債費比率※3	4.0
将来負担比率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	88,938,389
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	62,064,224
	⑩ 標準財政規模	54,502,962
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	4,789,755

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

## 【各指標の解説】

◆ <b>実質赤字比率</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般会計等の実質収支が24億97百万円の黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。</li> <li>一般会計等には、一般会計のほか、公共用地取得事業特別会計が含まれる。</li> </ul>
◆ <b>連結実質赤字比率</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各会計とも赤字または資金不足額が生じていない。一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では47億90百万円の黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。</li> <li>算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、老人保健医療特別会計、自動車駐車場事業特別会計、交通災害共済事業特別会計、病院事業会計及び公共下水道事業特別会計である。</li> </ul>
◆ <b>実質公債費比率</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。</li> <li>なお、厚木市の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として算入している。</li> </ul>
◆ <b>将来負担比率</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額及び退職手当負担見込額などの将来負担額に対し、基金や都市計画税などの充当可能財源等が一定程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。</li> </ul>

## ■ 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
病院事業会計	6,028,165	▲ 1,397,572	-	20.0
公共下水道事業特別会計	3,612,355	▲ 277,133	-	

※4 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

## 【指標の解説】

◆	2会計いずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。
---	-------------------------------------

## ■ 健全化判断比率

(単位：%)

区 分		実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③※2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成21年度比率		-	-	6.8	51.0
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	11.47	16.47	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	-

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成21年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

## 【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字比率	① 標準財政規模	39,386,052
	② 一般会計等実質収支	2,617,930
連結実質赤字比率	③ 標準財政規模	39,386,052
	④ 連結実質収支	4,467,001
実質公債費比率	⑤ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	8.6
	⑥ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	6.9
	⑦ 平成21年度(単年度)実質公債費比率※3	4.9
将来負担比率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	91,587,881
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	73,884,179
	⑩ 標準財政規模	39,386,052
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	4,675,861

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

## 【各指標の解説】

◆ <b>実質赤字比率</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般会計等の実質収支が26億18百万円と黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。</li> <li>一般会計等には、一般会計のほか、渋谷土地区画整理事業特別会計が含まれる。</li> </ul>
◆ <b>連結実質赤字比率</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各会計とも赤字または資金不足額が生じていない。一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では44億67百万円の黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。</li> <li>算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、老人保健医療事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、病院事業会計、下水道事業特別会計である。</li> </ul>
◆ <b>実質公債費比率</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。</li> <li>なお、大和市の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として算入している。</li> </ul>
◆ <b>将来負担比率</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額及び退職手当負担見込額などの将来負担額に対し、都市計画税や基金などの充当可能財源等が一定程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。</li> </ul>

## ■ 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
病院事業会計	7,303,605	▲ 1,423,274	-	20.0
下水道事業特別会計	3,144,452	▲ 206,348	-	

※4 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

## 【指標の解説】

◆	2会計には、資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。
---	------------------------------------

## ■ 健全化判断比率

(単位：%)

区 分		実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③※2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成21年度比率		-	-	5.9	101.4
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	12.54	17.54	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成21年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

## 【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字 比 率	① 標準財政規模	19,068,710
	② 一般会計等実質収支	722,306
連結実質 赤字比率	③ 標準財政規模	19,068,710
	④ 連結実質収支	1,142,313
実 質 公 債 費 比 率	⑤ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	6.7
	⑥ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	5.9
	⑦ 平成21年度(単年度)実質公債費比率※3	5.1
将来負担 比 率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	51,324,713
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	33,877,154
	⑩ 標準財政規模	19,068,710
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	1,869,499

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

## 【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般会計等の実質収支が7億22百万円と黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。</li> <li>一般会計等は、一般会計のみである。</li> </ul>
◆ 連結実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>各会計とも赤字または資金不足額が生じていない。一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では11億42百万円と黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。</li> <li>算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、老人保健医療事業特別会計、駐車場事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計及び下水道事業特別会計である。</li> </ul>
◆ 実質公債費比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。</li> <li>なお、伊勢原市の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として算入している。</li> </ul>
◆ 将来負担比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額、債務負担行為に係る支出予定額及び退職手当負担見込額などの将来負担額に対し、都市計画税や基金などの充当可能財源等が一定程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。</li> </ul>

## ■ 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
下水道事業特別会計	1,341,692	▲ 77,948	-	20.0

※4 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

## 【指標の解説】

◆ 下水道事業特別会計には、資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。
--



## ■ 健全化判断比率

(単位：%)

区 分		実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③※2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成21年度比率		-	-	2.2	-
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	12.15	17.15	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成21年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

## 【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字比率	① 標準財政規模	23,992,615
	② 一般会計等実質収支	1,207,932
連結実質赤字比率	③ 標準財政規模	23,992,615
	④ 連結実質収支	1,599,538
実質公債費比率	⑤ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	2.8
	⑥ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	2.0
	⑦ 平成21年度(単年度)実質公債費比率※3	1.7
将来負担比率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	31,294,845
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	36,643,119
	⑩ 標準財政規模	23,992,615
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	2,114,328

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

## 【各指標の解説】

◆ <b>実質赤字比率</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般会計等の実質収支が12億8百万円と黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。</li> <li>一般会計等は、一般会計のみである。</li> </ul>
◆ <b>連結実質赤字比率</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各会計とも赤字または資金不足額が生じていない。一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では16億円と黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。</li> <li>算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、老人保健医療事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、下水道事業特別会計である。</li> </ul>
◆ <b>実質公債費比率</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。</li> <li>なお、海老名市の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として算入している。</li> </ul>
◆ <b>将来負担比率</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方債現在高のほか、退職手当負担見込額及び公営企業債に係る負担見込額などの将来負担額に対し、基金や都市計画税などの充当可能財源等が上回った(上記表中⑧&lt;⑨)ため、将来負担比率が計上されない。</li> </ul>

## ■ 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
下水道事業特別会計	1,886,797	▲ 144,061	-	20.0

※4 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

## 【指標の解説】

◆ 下水道事業特別会計には、資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。
--

健全化判断比率

(単位：%)

区 分	実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③※2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成21年度比率	-	-	9.1	68.9
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	12.37	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	35.0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成21年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分	金 額	
実質赤字比率	① 標準財政規模	21,360,612
	② 一般会計等実質収支	775,792
連結実質赤字比率	③ 標準財政規模	21,360,612
	④ 連結実質収支	3,282,691
実質公債費比率	⑤ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	9.3
	⑥ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	9.1
	⑦ 平成21年度(単年度)実質公債費比率※3	8.8
将来負担比率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	50,019,329
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	36,995,284
	⑩ 標準財政規模	21,360,612
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	2,484,913

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率

- 一般会計等の実質収支が7億76百万円と黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。
- 一般会計等は、一般会計のみである。

◆ 連結実質赤字比率

- 各会計とも赤字または資金不足額が生じていない。一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では32億83百万円と黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。
- 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療保険事業特別会計、老人保健特別会計、水道事業会計及び公共下水道事業特別会計である。

◆ 実質公債費比率

- 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。
- なお、座間市の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充充分)も公債費充当特定財源として算入している。

◆ 将来負担比率

- 地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額及び退職手当負担見込額などの将来負担額に対し、都市計画税などの充当可能財源等が一定程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
水道事業会計	1,545,160	▲ 2,209,698	-	20.0
公共下水道事業特別会計	1,518,119	▲ 71,557	-	

※4 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

- 2会計いずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。

### ■ 健全化判断比率

(単位：%)

区 分		実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③※2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成21年度比率		-	-	5.8	127.1
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	13.46	18.46	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成21年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

### 【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字比率	① 標準財政規模	9,270,450
	② 一般会計等実質収支	726,116
連結実質赤字比率	③ 標準財政規模	9,270,450
	④ 連結実質収支	2,586,412
実質公債費比率	⑤ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	3.8
	⑥ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	7.3
	⑦ 平成21年度(単年度)実質公債費比率※3	6.3
将来負担比率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	29,760,446
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	19,133,348
	⑩ 標準財政規模	9,270,450
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	913,900

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

### 【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般会計等の実質収支が7億26百万円の黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。</li> <li>一般会計等には、一般会計のほか、教育基金事業特別会計が含まれる。</li> </ul>
◆ 連結実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>各会計とも赤字または資金不足額が生じていない。一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では25億86百万円と黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。</li> <li>算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計、老人保健医療特別会計、訪問看護ステーション事業特別会計、介護保険事業特別会計、通所介護事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、水道事業会計、下水道事業特別会計である。</li> </ul>
◆ 実質公債費比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。</li> <li>なお、南足柄市の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として算入している。</li> </ul>
◆ 将来負担比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方債現在高のほか、債務負担行為に係る支出予定額、退職手当負担見込額及び公営企業債に係る負担見込額などの将来負担額に対し、都市計画税及び基金などの充当可能財源等が一定程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。</li> </ul>

### ■ 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
水道事業会計	659,691	▲ 1,448,575	-	20.0
下水道事業特別会計	595,889	▲ 136,863	-	

※4 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

### 【指標の解説】

◆	2会計いずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。
---	-------------------------------------

## ■ 健全化判断比率

(単位：%)

区 分		実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③※2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成21年度比率		-	-	12.1	97.7
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	12.74	17.74	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	-

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成21年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

## 【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字比率	① 標準財政規模	15,459,497
	② 一般会計等実質収支	800,005
連結実質赤字比率	③ 標準財政規模	15,459,497
	④ 連結実質収支	864,443
実質公債費比率	⑤ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	9.9
	⑥ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	11.8
	⑦ 平成21年度(単年度)実質公債費比率※3	14.6
将来負担比率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	43,361,290
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	30,266,899
	⑩ 標準財政規模	15,459,497
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	2,068,905

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

## 【各指標の解説】

◆ <b>実質赤字比率</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般会計等の実質収支が8億円と黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。</li> <li>一般会計等には、一般会計のほか、深谷中央特定土地区画整理事業特別会計が含まれる。</li> </ul>
◆ <b>連結実質赤字比率</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各会計とも赤字または資金不足額が生じていない。一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では8億64百万円と黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。</li> <li>算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、老人保健医療事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計及び下水道事業特別会計である。</li> </ul>
◆ <b>実質公債費比率</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」を下回る比率となっている。</li> <li>なお、綾瀬市の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として算入している。</li> </ul>
◆ <b>将来負担比率</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額、退職手当負担見込額及び債務負担行為に係る支出予定額などの将来負担額に対し、都市計画税や基金などの充当可能財源等が一定程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。</li> </ul>

## ■ 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
下水道事業特別会計	1,256,189	▲ 10,000	-	20.0

※4 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

## 【指標の解説】

◆ 下水道事業特別会計には、資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。
--

■ 健全化判断比率

(単位：%)

区 分		実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③※2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成21年度比率		-	-	1.6	-
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	14.24	19.24	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成21年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字比率	① 標準財政規模	6,467,915
	② 一般会計等実質収支	474,355
連結実質赤字比率	③ 標準財政規模	6,467,915
	④ 連結実質収支	781,241
実質公債費比率	⑤ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	1.4
	⑥ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	2.0
	⑦ 平成21年度(単年度)実質公債費比率※3	1.3
将来負担比率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	17,857,765
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	17,964,091
	⑩ 標準財政規模	6,467,915
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	664,276

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般会計等の実質収支が4億74百万円の黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。</li> <li>一般会計等は、一般会計のみである。</li> </ul>
◆ 連結実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>各会計とも赤字または資金不足額が生じていない。一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では7億81百万円と黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。</li> <li>算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、老人保健医療特別会計及び下水道事業特別会計である。</li> </ul>
◆ 実質公債費比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。</li> <li>なお、葉山町の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として算入している。</li> </ul>
◆ 将来負担比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>公営企業債に係る負担見込額のほか、地方債現在高及び退職手当負担見込額などの将来負担額に対し、都市計画税や基金などの充当可能財源等が上回った(上記表中⑧&lt;⑨)ため、将来負担比率が計上されない。</li> </ul>

■ 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
下水道事業特別会計	204,412	▲ 49,479	-	20.0

※4 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

◆ 下水道事業特別会計には、資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。
--



## ■ 健全化判断比率

(単位：%)

区 分		実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③※2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成21年度比率		-	-	5.8	76.3
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	13.32	18.32	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成21年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

## 【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字比率	① 標準財政規模	10,080,949
	② 一般会計等実質収支	609,604
連結実質赤字比率	③ 標準財政規模	10,080,949
	④ 連結実質収支	1,048,350
実質公債費比率	⑤ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	5.2
	⑥ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	5.2
	⑦ 平成21年度(単年度)実質公債費比率※3	6.9
将来負担比率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	23,791,496
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	16,973,458
	⑩ 標準財政規模	10,080,949
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	1,156,110

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

## 【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般会計等の実質収支が6億10百万円の黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。</li> <li>一般会計等には、一般会計のほか、用地取得事業特別会計が含まれる。</li> </ul>
◆ 連結実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>各会計とも赤字または資金不足額が生じていない。一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では10億48百万円と黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。</li> <li>算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、老人保健事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計及び下水道事業特別会計である。</li> </ul>
◆ 実質公債費比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。</li> <li>なお、寒川町の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として算入している。</li> </ul>
◆ 将来負担比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額、退職手当負担見込額及び債務負担行為に係る支出予定額などの将来負担額に対し、都市計画税や基金などの充当可能財源等が一定程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。</li> </ul>

## ■ 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
下水道事業特別会計	621,536	▲ 33,014	-	20.0

※4 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

## 【指標の解説】

◆ 下水道事業特別会計には、資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。
--

## ■ 健全化判断比率

(単位：%)

区 分		実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③※2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成21年度比率		-	-	11.2	113.9
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	14.24	19.24	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	-

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成21年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

## 【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字比率	① 標準財政規模	6,470,026
	② 一般会計等実質収支	198,467
連結実質赤字比率	③ 標準財政規模	6,470,026
	④ 連結実質収支	470,406
実質公債費比率	⑤ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	12.0
	⑥ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	10.9
	⑦ 平成21年度(単年度)実質公債費比率※3	10.6
将来負担比率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	17,309,078
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	10,757,758
	⑩ 標準財政規模	6,470,026
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	721,106

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

## 【各指標の解説】

◆ <b>実質赤字比率</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般会計等の実質収支が1億98百万円の黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。</li> <li>一般会計等は、一般会計のみである。</li> </ul>
◆ <b>連結実質赤字比率</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各会計とも赤字または資金不足額が生じていない。一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では4億70百万円の黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。</li> <li>算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計、老人保健特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険事業特別会計及び下水道事業特別会計である。</li> </ul>
◆ <b>実質公債費比率</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も下回る比率となっている。</li> </ul>
◆ <b>将来負担比率</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額及び退職手当負担見込額などの将来負担額に対し、基金などの充当可能財源等が一定程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。</li> </ul>

## ■ 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
下水道事業特別会計	136,212	▲ 14,274	-	20.0

※4 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

## 【指標の解説】

◆ 下水道事業特別会計には、資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。
--

■ 健全化判断比率

(単位：％)

区 分		実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③※2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成21年度比率		-	-	5.6	113.4
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	14.71	19.71	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成21年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・％)

区 分		金 額
実質赤字比率	① 標準財政規模	5,471,047
	② 一般会計等実質収支	254,546
連結実質赤字比率	③ 標準財政規模	5,471,047
	④ 連結実質収支	467,788
実質公債費比率	⑤ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	5.5
	⑥ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	5.7
	⑦ 平成21年度(単年度)実質公債費比率※3	5.7
将来負担比率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	14,707,284
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	9,219,620
	⑩ 標準財政規模	5,471,047
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	635,861

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般会計等の実質収支が2億55百万円と黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。</li> <li>一般会計等は、一般会計のみである。</li> </ul>
◆ 連結実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>各会計とも赤字または資金不足額が生じていない。一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では4億68百万円の黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。</li> <li>算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険特別会計、老人保健医療特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計及び下水道事業特別会計である。</li> </ul>
◆ 実質公債費比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。</li> </ul>
◆ 将来負担比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額、債務負担行為に係る支出予定額及び退職手当負担見込額などの将来負担額に対し、基金などの充当可能財源等が一定程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。</li> </ul>

■ 資金不足比率

(単位：千円・％)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
下水道事業特別会計	172,270	▲ 30,388	-	20.0

※4 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

◆ 下水道事業特別会計には、資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。
--



■ 健全化判断比率

(単位：%)

区 分		実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③※2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成21年度比率		-	-	11.3	21.1
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	15.00	20.00	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成21年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字比率	① 標準財政規模	3,533,536
	② 一般会計等実質収支	345,363
連結実質赤字比率	③ 標準財政規模	3,533,536
	④ 連結実質収支	635,769
実質公債費比率	⑤ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	12.3
	⑥ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	11.8
	⑦ 平成21年度(単年度)実質公債費比率※3	9.8
将来負担比率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	7,342,543
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	6,684,186
	⑩ 標準財政規模	3,533,536
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	421,633

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般会計等の実質収支が3億45百万円の黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。</li> <li>一般会計等は、一般会計のみである。</li> </ul>
◆ 連結実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>各会計とも赤字または資金不足額が生じていない。一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では6億36百万円の黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。</li> <li>算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、老人保健事業特別会計、介護保険事業特別会計、水道事業会計及び下水道事業特別会計である</li> </ul>
◆ 実質公債費比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も下回る比率となっている。</li> </ul>
◆ 将来負担比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>公営企業債に係る負担見込額のほか、地方債現在高及び退職手当負担見込額などの将来負担額に対し、基金などの充当可能財源等が一定程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。</li> </ul>

■ 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
水道事業会計	267,669	▲ 205,722	-	20.0
下水道事業特別会計	70,694	▲ 8,562	-	

※4 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

◆	2会計いずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。
---	-------------------------------------

## ■ 健全化判断比率

(単位：%)

区 分		実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③※2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成21年度比率		-	-	6.4	27.5
参考 ※2	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	15.00	20.00	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	-

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成21年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

## 【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字 比 率	① 標準財政規模	4,158,457
	② 一般会計等実質収支	316,041
連結実質 赤字比率	③ 標準財政規模	4,158,457
	④ 連結実質収支	604,963
実 質 公 債 費 比 率	⑤ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	7.3
	⑥ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	6.4
	⑦ 平成21年度(単年度)実質公債費比率※3	5.4
将来負担 比 率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	6,976,641
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	5,943,494
	⑩ 標準財政規模	4,158,457
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	410,028

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

## 【各指標の解説】

◆ <b>実質赤字比率</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般会計等の実質収支が3億16百万円の黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。</li> <li>一般会計等は、一般会計のみである。</li> </ul>
◆ <b>連結実質赤字比率</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各会計とも赤字または資金不足額が生じていない。一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では6億5百万円の黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。</li> <li>算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、水道事業会計及び下水道事業特別会計である。</li> </ul>
◆ <b>実質公債費比率</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。</li> </ul>
◆ <b>将来負担比率</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公営企業債に係る負担見込額のほか、地方債現在高及び退職手当負担見込額などの将来負担額に対し、基金などの充当可能財源等が一定程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。</li> </ul>

## ■ 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
水道事業会計	222,755	▲ 101,813	-	20.0
下水道事業特別会計	224,716	▲ 40,006	-	

※4 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

## 【指標の解説】

◆ 2会計いずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。
---------------------------------------

■ 健全化判断比率

(単位：%)

区 分		実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③※2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成21年度比率		-	-	9.2	99.8
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	15.00	20.00	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成21年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字比率	① 標準財政規模	2,776,581
	② 一般会計等実質収支	175,381
連結実質赤字比率	③ 標準財政規模	2,776,581
	④ 連結実質収支	525,652
実質公債費比率	⑤ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	9.2
	⑥ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	9.6
	⑦ 平成21年度(単年度)実質公債費比率※3	8.8
将来負担比率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	6,905,077
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	4,458,684
	⑩ 標準財政規模	2,776,581
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	326,074

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般会計等の実質収支が1億75百万円と黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。</li> <li>一般会計等には、一般会計のほか、用地取得特別会計が含まれる。</li> </ul>
◆ 連結実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>各会計とも赤字または資金不足額が生じていない。一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では5億26百万円の黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。</li> <li>算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計、国民健康保険診療所事業特別会計、老人保健特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者事業特別会計、上水道事業会計、寄簡易水道事業特別会計及び下水道事業特別会計である。</li> </ul>
◆ 実質公債費比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。</li> </ul>
◆ 将来負担比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額及び退職手当負担見込額などの将来負担額に対し、基金などの充当可能財源等が一定程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。</li> </ul>

■ 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
上水道事業会計	118,791	▲ 279,117	-	20.0
寄簡易水道事業特別会計	20,753	▲ 9,292	-	
下水道事業特別会計	89,531	▲ 13,064	-	

※4 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

◆ 3会計いずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。
---------------------------------------

■ 健全化判断比率

(単位：%)

区 分		実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③※2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成21年度比率		-	-	11.4	97.4
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	15.00	20.00	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成21年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字比率	① 標準財政規模	3,311,310
	② 一般会計等実質収支	182,428
連結実質赤字比率	③ 標準財政規模	3,311,310
	④ 連結実質収支	537,131
実質公債費比率	⑤ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	11.8
	⑥ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	12.3
	⑦ 平成21年度(単年度)実質公債費比率※3	10.0
将来負担比率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	9,071,609
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	6,183,182
	⑩ 標準財政規模	3,311,310
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	346,015

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般会計等の実質収支が1億82百万円と黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。</li> <li>一般会計等には、一般会計のほか、災害給付見舞事業特別会計、町設置型浄化槽事業特別会計及び商品券特別会計が含まれる。</li> </ul>
◆ 連結実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>各会計とも赤字または資金不足額が生じていない。一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では5億37百万円の黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。</li> <li>算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計、老人保健医療特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険事業特別会計、水道事業会計及び下水道事業特別会計である。</li> </ul>
◆ 実質公債費比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も下回る比率となっている。</li> </ul>
◆ 将来負担比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方債現在高のほか、退職手当負担見込額、公営企業債に係る負担見込額及び債務負担行為に係る支出予定額などの将来負担額に対し、基金などの充当可能財源等が一定程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。</li> </ul>

■ 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
水道事業会計	162,598	▲ 281,685	-	20.0
下水道事業特別会計	220,646	▲ 11,428	-	

※4 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

◆ 2会計いずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。
---------------------------------------

■ 健全化判断比率

(単位：%)

区 分		実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③※2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成21年度比率		-	-	12.6	105.4
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	15.00	20.00	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成21年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字比率	① 標準財政規模	3,663,615
	② 一般会計等実質収支	277,112
連結実質赤字比率	③ 標準財政規模	3,663,615
	④ 連結実質収支	926,586
実質公債費比率	⑤ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	15.4
	⑥ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	11.4
	⑦ 平成21年度(単年度)実質公債費比率※3	10.9
将来負担比率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	8,436,102
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	4,937,310
	⑩ 標準財政規模	3,663,615
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	346,043

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般会計等の実質収支が2億77百万円の黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。</li> <li>一般会計等には、一般会計のほか、給食事業特別会計が含まれる。</li> </ul>
◆ 連結実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>各会計とも赤字または資金不足額が生じていない。一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では9億27百万円の黒字となっており、連結実質赤字比率は計上されなかった。</li> <li>算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険特別会計、老人保健医療事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、介護予防サービス事業特別会計、足柄上郡介護認定審査会特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計である。</li> </ul>
◆ 実質公債費比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も下回る比率となっている。</li> </ul>
◆ 将来負担比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額及び退職手当負担見込額などの将来負担額に対し、基金などの充当可能財源等が一定程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。</li> </ul>

■ 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比 率 ②/①	参 考
				経営健全化基準
水道事業会計	167,870	▲ 521,349	-	20.0
下水道事業特別会計	147,822	▲ 13,374	-	

※4 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

◆ 2会計いずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。
---------------------------------------

■ 健全化判断比率

(単位：%)

区 分		実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③※2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成21年度比率		-	-	9.6	128.6
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	14.21	19.21	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成21年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字比率	① 標準財政規模	6,562,826
	② 一般会計等実質収支	269,290
連結実質赤字比率	③ 標準財政規模	6,562,826
	④ 連結実質収支	587,808
実質公債費比率	⑤ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	10.6
	⑥ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	8.8
	⑦ 平成21年度(単年度)実質公債費比率※3	9.3
将来負担比率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	16,316,778
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	8,786,277
	⑩ 標準財政規模	6,562,826
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	708,491

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般会計等の実質収支が2億69百万円の黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。</li> <li>一般会計等には、一般会計のほか、育英奨学金特別会計が含まれる。</li> </ul>
◆ 連結実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>老人保健特別会計では実質収支の赤字が生じているものの、一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では5億88百万円と黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。</li> <li>算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、水道事業会計、下水道事業特別会計及び温泉特別会計である。</li> </ul>
◆ 実質公債費比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。</li> </ul>
◆ 将来負担比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方債現在高のほか、退職手当負担見込額、公営企業債に係る負担見込額及び債務負担行為に係る支出予定額などの将来負担額に対し、基金などの充当可能財源等が一定程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。</li> </ul>

■ 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
水道事業会計	403,416	▲ 151,930	-	20.0
下水道事業特別会計	808,515	▲ 59,660	-	
温泉特別会計	153,678	▲ 16,653	-	

※4 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

◆ 3会計いずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。
---------------------------------------



■ 健全化判断比率

(単位：%)

区 分	実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③※2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成21年度比率	-	-	12.0	170.5
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	15.00	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	35.0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成21年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分	金 額	
実質赤字比率	① 標準財政規模	2,056,425
	② 一般会計等実質収支	73,839
連結実質赤字比率	③ 標準財政規模	2,056,425
	④ 連結実質収支	191,553
実質公債費比率	⑤ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	11.3
	⑥ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	12.1
	⑦ 平成21年度(単年度)実質公債費比率※3	12.7
将来負担比率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	5,773,261
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	2,608,672
	⑩ 標準財政規模	2,056,425
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	200,607

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般会計等の実質収支が74百万円の黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。</li> <li>一般会計等には、一般会計のほか、真鶴魚座・ケープ真鶴特別会計が含まれる。</li> </ul>
◆ 連結実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>各会計とも赤字または資金不足額が生じていない。一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では1億92百万円の黒字となっており、連結実質赤字比率は計上されなかった。</li> <li>算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計(事業勘定及び施設勘定)、介護保険事業特別会計、老人保健医療特別会計、後期高齢者医療特別会計、水道事業会計及び下水道事業特別会計である。</li> </ul>
◆ 実質公債費比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も下回る比率となっている。</li> </ul>
◆ 将来負担比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額及び退職手当負担見込額などの将来負担額に対し、基金などの充当可能財源等が一定程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。</li> </ul>

■ 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比率 ②/①	参 考 経営健全化基準
水道事業会計	233,478	▲ 10,678	-	20.0
下水道事業特別会計	17,154	▲ 3,824	-	

※4 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

◆	2会計いずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。
---	-------------------------------------

■ 健全化判断比率

(単位：%)

区 分		実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③※2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成21年度比率		-	-	9.8	105.3
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	14.67	19.67	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成21年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字比率	① 標準財政規模	5,542,784
	② 一般会計等実質収支	58,382
連結実質赤字比率	③ 標準財政規模	5,542,784
	④ 連結実質収支	627,053
実質公債費比率	⑤ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	9.8
	⑥ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	9.1
	⑦ 平成21年度(単年度)実質公債費比率※3	10.5
将来負担比率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	14,221,249
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	9,191,195
	⑩ 標準財政規模	5,542,784
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	770,048

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率

- 一般会計等の実質収支が58百万円と黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。
- 一般会計等には、一般会計のほか、公共用地先行取得事業特別会計が含まれる。

◆ 連結実質赤字比率

- 老人保健医療特別会計では実質収支の赤字が生じているものの、一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では6億27百万円の黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。
- 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計(保険事業勘定及び介護サービス事業勘定)、後期高齢者医療特別会計、老人保健医療特別会計、水道事業会計、温泉事業会計及び下水道事業特別会計である。

◆ 実質公債費比率

- 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。
- なお、湯河原町の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として算入している。

◆ 将来負担比率

- 地方債現在高のほか、退職手当負担見込額、公営企業債に係る負担見込額及び債務負担行為に係る支出予定額などの将来負担額に対し、都市計画税及び基金などの充当可能財源等が一定程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

■ 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
水道事業会計	387,528	▲ 197,170	-	20.0
温泉事業会計	205,641	▲ 215,543	-	
下水道事業特別会計	465,905	▲ 17,690	-	

※4 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

- 3会計いずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。



■ 健全化判断比率

(単位：％)

区 分		実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③×2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3×1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成21年度比率		-	-	0.4	-
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	13.56	18.56	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成21年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・％)

区 分		金 額
実質赤字比率	① 標準財政規模	8,789,803
	② 一般会計等実質収支	678,484
連結実質赤字比率	③ 標準財政規模	8,789,803
	④ 連結実質収支	1,251,655
実質公債費比率	⑤ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	1.9
	⑥ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	▲ 0.3
	⑦ 平成21年度(単年度)実質公債費比率※3	▲ 0.2
将来負担比率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	14,885,449
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	16,237,253
	⑩ 標準財政規模	8,789,803
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	921,535

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般会計等の実質収支が6億78百万円の黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。</li> <li>一般会計等は、一般会計のみである。</li> </ul>
◆ 連結実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>老人保健特別会計では実質収支の赤字が生じているものの、一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では12億52百万円と黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。</li> <li>算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、老人保健特別会計、水道事業会計及び下水道事業特別会計である。</li> </ul>
◆ 実質公債費比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。</li> <li>なお、愛川町の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当)も公債費充当特定財源として算入している。</li> </ul>
◆ 将来負担比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額及び退職手当負担見込額などの将来負担額に対し、都市計画税及び基金などの充当可能財源等が上回った(上記表中⑧&lt;⑨)ため、将来負担比率が計上されない。</li> </ul>

■ 資金不足比率

(単位：千円・％)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
水道事業会計	578,064	▲ 478,462	-	20.0
下水道事業特別会計	583,066	▲ 15,186	-	

※4 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

◆	2会計いずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。
---	-------------------------------------

■ 健全化判断比率

(単位：%)

区 分		実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③※2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/③※1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成21年度比率		-	-	0.0	-
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	15.00	20.00	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成21年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字比率	① 標準財政規模	1,653,921
	② 一般会計等実質収支	78,443
連結実質赤字比率	③ 標準財政規模	1,653,921
	④ 連結実質収支	119,760
実質公債費比率	⑤ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	▲ 0.5
	⑥ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	▲ 1.0
	⑦ 平成21年度(単年度)実質公債費比率※3	1.8
将来負担比率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	2,066,060
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	4,728,908
	⑩ 標準財政規模	1,653,921
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	120,139

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般会計等に属するふれあいセンター事業特別会計では実質収支の赤字が生じているものの、一般会計等の実質収支が78百万円と黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。</li> <li>一般会計等には、一般会計のほか、ふれあいセンター事業特別会計が含まれる。</li> </ul>
◆ 連結実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>各会計とも赤字または資金不足額が生じておらず、一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では1億200百万円の黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されなかった。</li> <li>算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、老人保健特別会計、簡易水道事業特別会計及び下水道事業特別会計である。</li> </ul>
◆ 実質公債費比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。</li> <li>なお、比率の算定ルール上、臨時財政対策債や減税補てん債に係る元利償還金は、発行の有無にかかわらず発行可能額、起債上限額に基づく理論値で算入されるため、地方債の発行額が少なく公債費の決算額が少額である場合には、比率に負数が生じることがある。清川村は平成15年度以降地方債を発行していない。</li> </ul>
◆ 将来負担比率	<ul style="list-style-type: none"> <li>公営企業債に係る負担見込額のほか、債務負担行為に係る支出予定額及び退職手当負担見込額や地方債現在高などの将来負担額に対し、基金による充当可能財源等が上回った(上記表中⑧&lt;⑨)ため、将来負担比率が計上されない。</li> </ul>

■ 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
簡易水道事業特別会計	61,558	▲ 7,330	-	20.0
下水道事業特別会計	37,310	▲ 7,257	-	

※4 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

◆ 2会計いずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。
---------------------------------------